

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	16 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月、同年3月及び同年6月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月及び同年3月  
② 昭和44年6月から45年3月まで

昭和49年4月、実家から国民年金保険料の未納分がある旨の連絡と納付書が郵送され、同年5月ごろA市役所又はBかCの出張所若しくは社会保険事務所で納付した。その後未納分が更にあると母から連絡と納付書が届き、同年6月初旬ごろ前述のどちらかで納付した。受取書は8年前に廃棄したが、未納分があるとは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の両親は国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金加入期間について保険料をすべて納付していたと推認できることから、申立人及びその両親の保険料納付意識は、高かったものと認められる。

また、i) 社会保険事務所が保管する特殊台帳によると、昭和45年2月及び同年3月の国民年金保険料を過年度納付したことが確認できるが、社会保険庁のオンライン記録では、44年4月及び同年5月を現年度納付したとされていること、ii) 申立人の両親についても特殊台帳及び国民年金被保険者名簿の記録と社会保険庁の記録に相違がみられることから、申立人及びその両親の国民年金に係る加入・納付記録が適切に管理されていなかったと考えられる。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付したと主張する昭和49年5月及び同年6月は特例納付期間であり、D町では特例納付期間当時、未納者に対して納付期間を確認し役場が納付書を交付していたことが確認でき、母親から納

付書が送られてきたとする申立内容と一致しており、48年8月から49年3月まで過年度納付していることを踏まえると、申立期間①及び②のみが未納となっていることは不自然である。

加えて、申立人の夫の証言より、申立期間①及び②の保険料を特例納付したとする納付場所は、当時E社会保険事務所として存在しており、納付可能な機関に納付したものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1077

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月及び同年9月

平成20年に60歳になり厚生年金受給申請の手続を年金相談センターで行った時に、申立期間の国民年金保険料は還付されていると言われたが、還付の理由は不明であり、還付通知を受け取った記憶も無い。

また、国民年金手帳に領収印が押印されているので調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断理由

申立人が主張するとおり昭和45年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、申立人の特殊台帳及びA市が保管する年度別被保険者名簿に記録されている国民年金の資格喪失日は共に、昭和45年8月20日とされており、申立期間の国民年金保険料が還付処理されている。

しかしながら、制度上、申立人が昭和45年8月20日に国民年金被保険者資格が喪失とされる理由が存在しないことから、当該処理は社会保険事務所の誤りであると認められ、申立期間は保険料納付済期間として取扱うことが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1078

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から42年3月まで

昭和40年4月にA町B地区にあるC社に勤務した際に、社長から「当社は厚生年金保険に加入していないので、国民年金に加入するように。」と言われ国民年金に加入した。加入手続及び保険料の納付については、妻にすべて任せていたので詳しいことは分からないが、町内会で集金人を決めて集金を行っていたことは覚えている。

申立期間の保険料が未納とされていることは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る行政側の記録について、i) 社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)の記録において、資格取得喪失年月日の欄の「43. 4. 30-5」が2重線で抹消された上、「36. 7. 1-5」と訂正されており、「41. 3. 1-1」の記録が追記されていることから、社会保険事務所にその訂正等の理由を確認したが、当該訂正の理由は不明としているにもかかわらず、未加入及び未納期間と記録されていること、ii) 申立人及びその亡妻の当該マイクロフィルムに当時居住していたA町B地区の住所が記載されているにもかかわらず、同町に国民年金被保険者名簿が存在していないことなど、行政側の事務処理が適切に行われていなかった点が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の周辺の被保険者を調査した結果により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年6月ごろ払い出されたものと確認できる上、申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の亡妻の国民年金保険料の納付状況は、i) 昭和38年度及び39年度の保険料が昭和41年3月17日に一括して過年度納付されていること、ii) 40年度の保険

料が 41 年 5 月 17 日に過年度納付されていること、iii) 41 年度以降に保険料の未納期間が無いことなどから、その亡妻が、申立人に係る国民年金の加入手続を行った時点において、過年度納付が可能であった 40 年 4 月から 42 年 3 月までの申立人の国民年金保険料を過年度納付したものと推認することは不自然ではない。

一方、当該マイクロフィルムにおいて、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間については、「届出前時効消滅」のゴム印が押されていることから、申立人が国民年金加入手続を行った時点で既に時効により納付できない期間であったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

老後のためと思い、私が、A市B出張所（現在は、A市B区役所）で国民年金の加入手続を行った。

申立期間に係る国民年金保険料は、私が夫婦二人分を同出張所の集金人に納付していた。その際に検認印が押された年金手帳を受領したが、その時の手帳を含めて年金手帳をすべて廃棄したため、現在年金手帳は所持していない。しかし申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の集金が開始された時期について、申立人がD店を開業した数年後であるとしているところ、保健所への調査により、D店の開業は昭和42年3月であること、及びその3年後の45年3月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、婚姻後、申立人が国民年金保険料の納付を開始したのは、45年ごろであると推認され、それ以前は集金人に国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時期において、申立期間の国民年金保険料は、一部を除いて時効により納付することができない。

一方、申立期間の一部である昭和43年1月から同年3月までは、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では過年度納付が可能であり、申立期間直後の期間については、払出時期からみて過年度納付を行ったものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、申立期間を含めて保険料をすべて納付している上、申立人の申立期間後の国民年

金保険料もすべて納付済みであり、昭和 45 年に国民年金加入手続を行った後の納付意識は高かったものと考えられることから、納付可能であった期間のうち、43 年 1 月から同年 3 月までのみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年11月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年11月まで  
② 昭和52年1月から同年3月まで

昭和36年ごろ、父がA町において、母と弟と私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、昭和38年9月に結婚し、実家を出るまで、父が、母と弟の私の3人の保険料をA町役場又は同B出張所において、まとめて納付しており、結婚後は、自分でC市のD銀行E支店において納付した。

一緒に保険料を納付していた母は、申立期間について保険料が納付済みとなっており、父が、私の国民年金の加入手続だけを行って、保険料を納付しなかったとは考え難い。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父が、昭和36年4月、A町において、申立人、申立人の弟及び母の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、36年4月以前にA町において、申立人の弟及び母と連番で払い出されており、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、申立人の父が、申立人の弟及び母の保険料とまとめて一緒に納付していたとするところ、申立人の母の保険料は、すべて納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間①の直後の昭和39年4月から同年7月までの期間について、社会保険事務所の特殊台帳では未納と記録されており、当該期間の保険料は納付されていないことになっているが、申立人は、平

成 8 年 5 月、国民年金の資格喪失を理由に当該期間の保険料の還付を受けており、社会保険事務所の記録に不自然な点がみられる。

加えて、申立人は、申立期間①の直後の昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月までの期間について、当初、社会保険庁のオンライン記録では未納とされていたが、平成 20 年 8 月、申立人が所持していた領収書により、納付が確認され、記録が訂正されており、社会保険庁の事務処理に誤りがあったことが確認されている。

2 申立期間②について、申立人は、自分で保険料を納付するようになった昭和 39 年 12 月以降、保険料の未納が無く、申立人の納付意識は、高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間②の保険料について、C 市内の D 銀行 E 支店において、自分で納付していたとしているところ、申立人が保険料を納付していたとする D 銀行 E 支店は、申立期間②当時、存在していたことが確認できる。

さらに、申立期間②は、3 か月と短期間である上、申立期間②の前後の期間については、保険料はすべて現年度納付されており、保険料の滞納が無く、申立期間②のみ、保険料を未納とするのは、不自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び39年8月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和39年8月から40年3月まで

昭和36年ごろ、父が、A町役場又は同B出張所において、母、姉及び私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、私が昭和40年4月にC県庁の職員となり、国民年金の資格を喪失するまで、父が、母、姉及び私の3人の保険料をまとめてA町役場又は同B出張所において納付した。

一緒に保険料を納付していた母は、申立期間①について、保険料が納付済みとなっており、父が、私の国民年金の加入手続だけを行って、保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間②は、社会保険事務所の記録では、保険料が申請免除となっているが、当時、私は家業を手伝っており、保険料を納付できないような経済状況では無く、事実、当該期間についても、母の保険料は、納付済みとなっていることから、私の保険料も納付しているはずである。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、昭和36年4月、A町において、申立人、申立人の姉及び母の国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、36年4月以前にA町において、申立人の弟及び母と連番で払い出されており、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、申立期間①及び②の保険料について、申立人の父が、申立人の姉及び母の保険料とまとめて一緒に納付していたとするところ、申立人の

母の保険料は、すべて納付済みとなっている。

さらに、申立期間①については、一緒に保険料を納付していたとされる申立人の姉の記録も、当初は申立人と同じく未納とされていたが、後に納付済みへと記録が訂正されている。

加えて、申立期間②については、一緒に保険料を納付していたとされる申立人の姉の同年度の納付記録において、社会保険庁のオンライン記録と社会保険事務所の特殊台帳の記録が一致しておらず、不自然な点がみられる。

これらの状況を踏まえると、申立人の申立期間①及び②についても、納付記録の管理に誤りがあった可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

私の国民年金加入手続と結婚以前の期間の保険料納付は、すべて両親が行っており、結婚後は、私が両親にお金を渡して保険料の納付を依頼していた。

申立期間に係る私の国民年金保険料は、両親が納付してくれていたはずなので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親は、国民年金制度が開始された昭和36年4月から国民年金に加入し、申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は連番となっている上、申立人の父親は任意加入被保険者であり、申立人の両親の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、申立人及びその両親の国民年金に関する意識は高かったことがうかがわれる。

また、A市の保管する国民年金被保険者名簿の納付記録により、納付日が判明している昭和36年度から45年度までの期間において、申立人の国民年金保険料収納日は、申立人の母親とすべて一致していることから、申立人の両親は、申立人が結婚した以降も申立人の保険料と一緒に納付していたものと推認できる。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）の記録から、申立人は、昭和45年3月から同年7月までの期間、B市に在住していたことが確認できるが、申立人は、同市で国民年金に加入し当該期間の国民年金保険料を納付した記憶が無い上、A市に住む両親に保険料を送金し納付を依頼した記憶が無いにもかかわらず、当該期間は納付済期間と記録されていることから、当該期間の保険料についても申立人の両親が納付したものと推認できる。

加えて、申立人の母親は、自身の国民年金保険料が未納であった昭和36年

7月から37年3月まで（申立期間と同一期間）の保険料について、過年度納付していることがA市の国民年金被保険者名簿により確認でき、申立人の母親の保険料と一緒に、申立期間に係る申立人の保険料も納付されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から53年3月まで  
② 昭和60年8月から61年6月まで

申立期間①については、A市からB市に転居後、町内会若しくは役所の集金人に国民年金保険料を納付した。また、申立期間②については、納付書を持って行って金融機関で保険料を納付したことを記憶しているので、両申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和50年4月にA市からB市に転居後、国民年金保険料を集金人に納付したとしているが、申立人が「B市民となった日」は、住民票の記録から50年8月15日であることが確認できるものの、申立人には、集金人に保険料を納付した時期及び納付金額等について具体的な記憶が無く、保険料の納付状況が不明である。

また、B市では国民年金推進員（集金人）による戸別収納は、昭和47年3月に終了しており、50年4月から国民年金の収納方法は自主納付方式又は口座振替制が採用されていることから、集金人に納付したとする申立人の主張は不合理であり、申立人に対し申立期間①に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、B市の国民年金被保険者名簿の記録では、申立期間②直前の昭和60年4月から同年7月までの国民年金保険料は納付済みであ

り、そのうち同年6月及び同年7月の保険料は61年5月26日に過年度納付されていることが確認できる上、申立人は、申立期間②の保険料は、社会保険事務所から通知書のようなものが届いてから金融機関で納付したことを明確に記憶していることから、申立期間の過年度保険料は、分割して納付されたことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間のうち、61年4月から同年6月までの保険料については、B市から送付された納付書によって金融機関で納付したことを明確に記憶している。

さらに、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度当初から60歳の加入期間満了まで、30年以上にわたり国民年金に加入し、両申立期間を除き国民年金加入期間において保険料の未納が無い上、昭和53年4月から60年3月までの期間、61年7月から63年3月までの期間及び63年5月から平成元年3月までの期間の合計9年8か月分の申請免除期間に係る保険料について、昭和62年10月及び平成元年4月にそれぞれ追納するなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められることから、未納期間を解消するように努めていた申立人が、申立期間②の11か月のみを未納のまま放置していたとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで  
申立期間については、国民年金保険料を追納したはずであり、免除の記録のままとなっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間である。

また、申立人は、昭和 51 年 4 月に国民年金の強制被保険者として加入して以降 60 歳に至るまで、申立期間及び 2 回の免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、申立人の国民年金に関する意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は平成 6 年 12 月に申立期間直前の昭和 59 年 12 月から 61 年 3 月までの保険料の追納を申し出ていることが、社会保険庁のオンライン記録により確認できる上、その時点では、57 年 1 月から同年 6 月までの免除期間及び 59 年 4 月から同年 11 月までの同期間の保険料は、10 年を経過していたことにより追納できないことを担当者から説明を受けたとしていることから、申立人の供述内容に不自然さは無く、申立期間のみ追納しなかったことは考え難い。

加えて、申立人は「申立期間当時は昼も夜も働き、生活に困るような経済状況ではなかった。」と供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録から、保険料を追納する前である平成 6 年 4 月まで厚生年金保険に加入しており、標準報酬月額も 26 万円であったことが確認できることから（当時の大学卒 A 職の初任給は 18 万 500 円）、申立人の供述は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで

国民年金は国の政策ということなので加入し、毎月保険料を納付してきた。60歳になる前に社会保険事務所で私の納付記録を確認してもらったところ、未納期間は無いと言われた記憶があるのに、両申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

両申立期間は、合計で6か月と短期間である。

また、申立人は、両申立期間を除き、昭和46年2月から同年9月までの強制加入期間及び47年2月から61年3月までの任意加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び厚生年金保険から第3号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、申立人の国民年金に関する意識及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金手帳を2冊所持していると述べているところ、申立人は結婚前の昭和46年2月に国民年金に強制被保険者として加入した後、結婚後の同年9月にいったん資格を喪失し、47年2月に再度国民年金に任意加入していることが社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、申立人の供述は基本的に信用できる。

加えて、両申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1086

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月

私が申立期間及びその前後の期間の私と夫の二人分の国民年金保険料を近所のA信用金庫B支店若しくは郵便局で納付していたと、私は記憶している。

申立期間前後の国民年金保険料が納付済みであって、申立期間の1か月のみ保険料を納付していなかったとは考えられないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短い。

また、申立人は、平成11年5月から12年2月にかけて、申立期間前後の国民年金保険料を毎月、あるいは数か月分まとめて過年度納付していることから、未納保険料の解消に向けた保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料を過年度納付していた当時は、申立人の夫は会社に勤務しており、安定した収入があったものと考えられる上、住所の変更も無く、生活状況に大きな変化も認められない。

加えて、申立人及びその夫は、申立期間を除き、国民年金被保険者期間について未納が無い上、厚生年金保険から国民年金への切替手続等を適切に行っていることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 997

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和43年12月17日から44年3月31日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年12月17日に、資格喪失日に係る記録を44年3月31日とし、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月17日から44年4月1日まで  
昭和43年12月にA社に採用され、44年3月末までB職として勤務していた。

昭和44年1月分から同年3月分までの給与から厚生年金保険料が控除されていた事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された採用通知書及び給与明細書により、申立人は昭和43年12月17日から44年4月6日までA社に勤務していたことが認められる。

また、総務事務を担当したことがある同僚は「当時、厚生年金保険料は翌月分の給与から控除されていた。」と供述しており、申立人が保管する昭和43年12月分から44年3月分までの給与明細書によると、同年1月分から同年3月分までの厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は雇用保険の被保険者資格の取得日及び採用通知書に記載されている入社日である43年12月17日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年2月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち昭和 44 年 3 月については、申立人の雇用保険の被保険者記録における当該事業所の離職日は同年 4 月 6 日となっているものの、申立人は「昭和 44 年 3 月まで当該事業所に勤務したが、同年 4 月分の給与明細書を受け取った記憶が無い。」としており、ほかに同年 3 月の厚生年金保険料の控除を確認できる周辺事情も見当たらないことから、当該期間の厚生年金保険料控除を認めることはできず、申立人は同年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 43 年 12 月から 44 年 2 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が保存されておらず不明としているが、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 998

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで  
昭和51年5月から同年10月末までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間に厚生年金保険料を控除された事実を確認できる給与明細書を保管しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書、複数の同僚及び厚生年金保険の事務手続を誤ったとする事業主の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和51年9月の社会保険事務所の記録及び同年10月分の給与明細書の控除保険料額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が保存されておらず保険料を納付していたか否か不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和51年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行ってお

らず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 999

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答をもらった。

申立期間は、C社（現在は、B社）のグループ会社であったD社に出向していた時期であり、同グループ会社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員カード、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が昭和38年11月から平成6年3月までC社のグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該社員カードにおいて確認できる申立人のA社からD社への出向発令日は、昭和45年10月1日であるが、社会保険事務所の記録によると、申立人のD社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は46年11月1日であるところ、複数の同僚は「当時、C社グループ会社からの出向者は、出向元から給与を支給されていた。」と供述しており、他の同僚は「当時、出向者は出向元に在籍し、相当期間経過後に本人の希望等により出向先へ転籍する取扱いであったと記憶している。」と供述している上、申立人と同様にC社グループ会社から当該事業所に出向した複数の同僚は、申立期間に出向元の事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立

人は申立期間において出向元であるA社から給与を受け、かつ、厚生年金保険料等を控除されていたものと考えられる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和46年4月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、事業主は昭和46年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 1000

### 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成2年4月2日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録を平成3年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を同年9月は12万6,000円、同年10月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月2日から同年6月1日まで  
② 平成3年9月21日から同年11月1日まで

A社には平成2年4月2日に入社したが、同年6月1日に関連会社に移籍するまでの期間である申立期間①及び関連会社に再度移籍した申立期間②について、それぞれ厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

しかしながら、同社には現在も在職中であることから、厚生年金保険の加入記録に欠落があることは考え難いので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社から提出された従業員身上調書の写し、事業主の供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に平成2

年4月2日から勤務していたことが認められる。

また、事業主は「当社では、雇用形態を問わず入社日から厚生年金保険を適用していたことから、申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったとは考え難い。」と供述している。

さらに、申立人が同日に入社した同職種の同僚として名前を挙げた一人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間①における当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる上、当該同僚に係る従業員身上調書に記載されている入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とは一致していることが確認できる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、平成2年において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得記録が確認できる同僚4人に照会したところ、回答が得られた3人全員が「当該事業所における入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日に相違は無い。」と供述している上、これら4人のうち入社日を確認することができない一人を除く3人全員について、従業員身上調書及び事業主の供述により確認できた入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致していることが確認できる。

一方、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日については、申立人及び事業主は「平成2年6月1日に関連会社へ移籍した。」と供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録及び雇用保険の加入記録のいずれにおいても、前述の関連会社における申立人の被保険者資格取得日は平成2年6月1日となっていることが確認できることから、同日において、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同日に入社した同職種の同僚に係るA社における平成2年4月の社会保険庁のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「入社後間もなく移籍したことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得の届出を失念したものと考えられるため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付していないと思われる。」と供述していることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録、事業主の供述及び申立人と共にB社に移籍した同僚二人の供述から判断すると、申立人が申立期間

②において、同社に勤務していたことが認められる。

また、B社の事業主でもあったA社の事業主は、「A社及びB社は、いずれも私が経営する関連会社であり、申立人の移籍は業務の分業を目的としたものであった。」としていることから、申立人の両社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失及び取得に係る手続は、関連事業所間における人事異動によるものであることが認められる。

さらに、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入期間の欠落について事業主は、「B社の設立日である平成3年10月1日までは、A社で厚生年金保険に加入するところ、同社の人事異動に係る事務手続は20日付で行っていたことから、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って同年9月21日と届け出た上、B社の設立日に同社を厚生年金保険の適用事業所とするところ、厚生年金保険の新規適用に係る届出が遅延したため発生したものと考えられる。」と供述している。

これに関して、社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成3年9月21日であること、及び商業登記簿謄本により、B社は同年10月1日に設立されていることが確認できることから、同日において、厚生年金保険の適用要件を満たしていたと判断できるにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録によると、同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることがそれぞれ確認できる。

加えて、事業主は、「両社共に当月控除方式を採用しており、厚生年金保険料は、平成3年9月はA社で、同年10月はB社で控除していたはずである。」と供述しているところ、申立人と共に異動したB社における給与事務担当者を含む同僚二人のいずれもが、「平成3年9月はA社から、同年10月はB社から給与が支給され、いずれも、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述しており、前述の事業主の供述内容と符合するものとなっている。

これらを総合的に判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成3年8月の社会保険庁のオンライン記録から同年9月については12万6,000円、同年10月については、申立人に係るB社における同年11月の同記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成3年9月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って平成3年9月21日と届出したものと考えられるため、申立人の同年9月に係る厚生年金保険料を納付していないと思われる。」と供述していることから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の3年9月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成3年10月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「B社の厚生年金保険の適用に係る届出が遅延したものと考えられるため、申立人の平成3年10月に係る厚生年金保険料を納付していないと思われる。」と供述しており、申立期間②のうち平成3年10月1日以降において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は申立人の3年10月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 1001

### 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年7月22日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を360円とすることが必要である。
- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月10日に訂正するとともに、同社C支店における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を7,500円とすることが必要である。
- 3 なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月22日から同年8月1日まで  
② 昭和23年12月11日から24年1月1日まで

昭和19年12月20日にA社に入社し、51年4月30日まで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

社会保険庁へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、両申立期間について、加入期間がそれぞれ1か月不足していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍期間及び異動の日付が確認できる申立人に係る「人事記録」、雇用保険の制度発足時からの被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（i）昭和21年7月22日にA社D支店から同社B支店に異動、ii）23年12月10日に同社B支店から同社C支店に異動）、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②については、社会保険事務所の記録ではA社B支店における資格喪失日が昭和23年12月11日とされているが、当該事業所の人事記

録により、異動日は同年 12 月 10 日であると認められること、及びA社健康保険組合より提出された被保険者台帳における申立人の同社C支店の資格取得が同日であることから、同社B支店における資格喪失日は同年 12 月 10 日とするのが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 21 年 8 月の社会保険事務所の記録から 360 円とし、申立期間②の標準報酬月額については、同社C支店における 24 年 1 月の社会保険事務所の記録から 7,500 円とすることが妥当である。

なお、両申立期間とも、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 1002

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年4月24日から27年2月20日までの期間、及び29年8月1日から31年8月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月24日から27年2月20日まで  
② 昭和29年8月1日から31年8月30日まで  
③ 昭和32年4月1日から36年4月1日まで

社会保険事務所に年金記録を確認したところ申立期間①及び②については脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。脱退手当金は受給していないので、これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③については厚生年金保険に加入していないとの回答を受けたが、私は昭和32年4月1日から37年7月1日まで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、脱退手当金を受給していないと主張しているところ、社会保険事務所の記録によると、脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年11か月後の昭和35年7月15日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①及び②の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間は同一の被保険者記号番号

で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

さらに、申立人は昭和 32 年 4 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで継続して A 社に勤務していたと主張しているところ、複数の同僚は申立人が申立期間③において同事業所で勤務していたと供述していることを踏まえると、同事業所勤務中に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間③について、複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの申立人が申立期間③において A 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社は昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間③当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、当時の取締役は「従業員の厚生年金保険の適用については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚の一人は、「申立人とは昭和 32 年ごろから一緒に勤務していた。従業員が厚生年金保険に加入したのは昭和 36 年 4 月からであるが、厚生年金保険料がいつから控除されていたかは分からない。」と供述しているとともに、社会保険事務所の記録から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 4 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者 5 人に照会したところ、うち 4 人からは、申立人が申立期間③中に勤務していたとの供述は得られたものの、うち 4 人からは、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1003

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は、昭和26年9月1日、資格喪失日は28年4月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和26年9月から27年7月までは4,000円、同年8月から28年3月までは8,000円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から28年3月31日まで  
申立期間についてはA社B事業所に勤務していた。一緒に勤務していた同僚にC氏がいた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳により、A社B事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるとともに、その資格取得日は昭和26年9月1日、資格喪失日は28年4月1日とされており、申立期間内となっている。

また、当該記録はオンライン記録には収録されていないものの、i) 厚生年金保険被保険者台帳の氏名、生年月日及び性別が申立人と一致していること、ii) 複数の同僚が当該事業所において申立人と一緒に勤務していたと述べていること、iii) 社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿は毀損しているため申立人の名前が確認できないものの、厚生年金保険被保険者台帳索引簿においては申立人の名前が確認できることから、当該記録は、申立人に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録に相違ないものと判断することができる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する、社会保険業

務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和26年9月から27年7月までは4,000円、同年8月から28年3月までは8,000円とすることが必要である。

- 2 申立期間のうち昭和25年4月1日から26年8月31日までの期間については、複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の始期は特定できないものの、申立人が、A社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、当該事業所の清算人に照会したところ、「申立期間当時の書類は保管されておらず、自分も本社に勤務していたため、申立人を知らないし、B事業所がどのような職種の人に厚生年金保険を掛けていたかは不明である。」と述べている。

また、申立人から名前の挙がった同僚に照会したが、申立人の厚生年金保険の適用の事実を確認できる具体的な供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していたことが確認できる複数の者に照会したところ、3人の者が、「厚生年金保険に加入したのは正社員になってからで、入社当初の臨時社員期間は厚生年金保険に加入していない。」と述べており、当該同僚等の社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から数か月経過してから厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることを踏まえると、事業主が職種等、何らかの基準により従業員ごとに判断し、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

加えて、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1004

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録のうち、平成2年10月から同年12月までの期間及び3年3月については、14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したかどうか明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から7年9月まで  
② 平成11年10月から12年9月まで

当時の給与明細書の支給金額から判断すると、申立期間の標準報酬月額に誤りがある。給与明細書のとおり訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

2 申立期間①のほとんどの期間について、申立人が保管する給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成2年10月から同年12月までの期間及び3年3月については、給与明細書において確認できる申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、共に14万2,000円であり、社会保険事務所で記録されている標準報酬月

額（13万4,000円）より高いことから、A社における当該期間の標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが妥当である。

しかし、申立期間①のうち平成3年1月及び同年2月については、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は14万2,000円であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は13万4,000円であり、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額（13万4,000円）と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間①のうち上記期間を除く期間（平成元年1月から2年9月までの期間及び3年4月から7年9月までの期間）については、給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致するか、又は低い額であり、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除は行われていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②について、A社が保管する平成11年の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、当該事業所が届け出た申立人の標準報酬月額は15万円であることが確認でき、社会保険事務所の記録（15万円）と一致していることから、申立人の申立期間の標準報酬月額は、事業主からの届出に基づく金額が記録されたものと判断できる。

また、申立人が保管する給与明細書により確認できる申立期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は15万円であり、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できることから、訂正の必要は認められない。

## 北海道厚生年金 事案 1005

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は昭和52年12月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月30日から同年12月1日まで  
昭和52年12月1日付けでA社C支店から同社D支店に転勤したが、社会保険庁の記録によると、同年11月については厚生年金保険に未加入となっている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E企業年金基金が保管する申立人の厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年12月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届によると、申立人が昭和52年12月1日にA社C支店で同基金加入員資格を喪失し、同日に同社D支店で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、E企業年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式の様式を使用しており、同基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた。」との回答があった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 52 年 12 月 1 日に申立人の A 社 C 支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 52 年 10 月の社会保険事務所の記録から、18 万円とすることが妥当である。

## 北海道厚生年金 事案 1006

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から36年2月1日まで

昭和35年9月26日にA社に入社し、36年2月に退社するまで継続して勤務していた。厚生年金保険料は35年10月から控除されており、このことを確認できる給与明細書も保管しているが、36年2月の1か月を除き、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する日記及び給与明細書により、申立人がA社に昭和35年9月26日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和35年10月分から36年1月分までの給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成16年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認することができないが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和23年10月9日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人のA社C支店における資格取得日は、昭和24年3月1日、資格喪失日は同年8月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年3月及び同年4月は4,500円、同年5月から同年7月までは6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を昭和25年3月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月9日から同年11月1日まで  
② 昭和24年3月5日から同年8月1日まで  
③ 昭和25年3月1日から同年4月1日まで

昭和23年10月、A社に入社し、54年2月に退職するまで継続して勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について確認したところ、入社当初の1か月間（申立期間①）、本社からC支店へ転勤となった際のC支店における5か月間（申立期間②）、及び本社からD支店へ転勤した際

のD支店における当初の1か月間（申立期間③）について、加入記録が欠落していた。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、事業主から提出された人事記録の写し及び入社日が確認できる採用辞令稟議書の写しから判断すると、申立人が、申立期間①にA社本社に勤務していたことが認められる。

また、事業主からは、「申立期間①当時、本社採用となった者は、全員、採用と同時に厚生年金保険に加入させていた。申立人は、昭和23年10月9日付けで本社採用となっていることから、本来、採用日をもって社会保険事務所に届出なければならないものを、担当者が誤って届出したものと考えられ、申立人は、申立期間①の保険料について、当然、給与から控除されていたと思われる。」との回答があった。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立期間①の前後に当該事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚4人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、いずれも採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、これは前述の事業主の回答と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和23年11月の社会保険事務所の記録から、2,700円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和23年11月1日として届け出たため、同年10月の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名の者が、昭和24年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

当該期間の記録は、申立人と氏名、生年月日、性別及び厚生年金保険記号番号が一致することから、申立人の記録であると認められる。

また、当該記録における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、

昭和 24 年 3 月 1 日となっているが、申立人の A 社本社から同社 C 支店への異動日は同年 3 月 5 日である上、申立人の同社本社における厚生年金保険被保険者資格喪失日も同年 3 月 5 日となっていることから、同社 C 支店では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日について、同年 3 月 5 日として届出なければならないものを誤って同年 3 月 1 日として届出したものと推測される。

さらに、当該記録は、社会保険庁のオンライン記録に反映されていない上、申立人から当該事業所の年金記録の照会を受けた社会保険事務所では、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を十分確認しなかったことから、申立人の基礎年金番号に未統合となっていたものと考えられる。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、今回統合する申立人の A 社 C 支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和 24 年 3 月及び同年 4 月は 4,500 円、同年 5 月から同年 7 月までは 6,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録、事業主から提出された人事記録の写し及び異動日が確認できる転勤辞令稟議書の写しにより、申立人は、昭和 23 年 10 月 9 日から 54 年 2 月 28 日まで A 社に継続して勤務し（昭和 25 年 3 月 1 日に A 社本社から同社 D 支店に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係る A 社 D 支店における昭和 25 年 4 月の社会保険事務所の記録から、4,500 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和 25 年 4 月 1 日として届け出たため、同年 3 月の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1087

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年11月から10年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月から10年4月まで  
転職、離職等で社会保険や厚生年金保険に未加入の期間は、必ず国民年金への変更手続を行っており、申立期間の未納は無いはずである。  
申立期間については、健康保険の手続と同じように自分で手続をした。  
保険料は父親がまとめて一括後払いしている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、厚生年金保険被保険者資格喪失後、申立人の国民年金への加入手続が行われた形跡が無い。

また、申立期間に係る社会保険庁の加入勧奨名簿が平成11年8月24日に作成されていることから、この時点でも申立期間は国民年金の未加入期間となっていたことがうかがえ、さらに、A町では同名簿に基づき加入勧奨を行ったとしている。

加えて、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間直前の平成9年10月に死亡していることが確認でき、保険料を納付することができなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から40年11月まで

昭和28年にA町（現在は、B町）C納税貯蓄組合が設立され、私は、36年4月から国民年金保険料を同組合を通じて納付していた。

私が婚姻前に納付したはずの保険料が未納となっているが、間違いなく納付しているはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義兄は「昭和38年にA町役場で、申立人である義妹の国民年金加入手続を私が行い、保険料の納付については、義妹の母親名義のA町農業協同組合の組合員勘定口座から、C納税貯蓄組合を通じて口座振替で納付するように手続をした。」と供述しているが、i) 申立人の母親は昭和36年4月からすべて納付済みであるものの、申立人の姉は、国民年金加入当初の36年4月から同年9月までの保険料が未納となっていること、ii) 申立期間に係る当該納税貯蓄組合の国民年金納付台帳に、申立人の母親及び姉の氏名が確認できる一方、申立人の氏名が存在していないこと、iii) 申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は54年4月に払い出されていることが確認できることなど、申立人及びその義兄の供述する内容と矛盾する事実が見受けられる。

また、申立期間に係る昭和38年3月から42年3月までの期間について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿により、2万人分の記録を閲覧調査した結果でも申立人の記録は存在していない。

さらに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が付与された昭和54年4月の時点では、第3回特例納付が可能な期間(昭和53年7月から55年6月まで)であったものの、申立人に特例納付に関する供述は全く無いことから、特例納

付によって申立期間の国民年金保険料を納付した状況もうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの期間、37年8月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から同年8月まで  
② 昭和37年8月から同年10月まで

昭和49年から50年ごろに自分と夫(申立人)及び姉の3人の国民年金加入手続をA市B区役所で行った際に勧められて、3人の国民年金保険料をさかのぼって一括納付した記憶がある。しかしながら、申立期間について、私の分だけが納付済みと記録されており、夫の分が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和49年から50年ごろに自分自身及び亡夫(申立人)のほか、自分の姉の国民年金加入手続を一緒に行い、40年4月までさかのぼって保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿には、申立人、その妻及び妻の姉の3人の国民年金手帳記号番号が50年12月に連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の妻の姉も、その妹(申立人の妻)が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと証言していることから、申立人の妻が、このころに前記3人の国民年金加入手続及び保険料の納付を一緒に行ったものと推認できる。

また、申立人、その妻及び妻の姉の3人に係る社会保険事務所の特殊台帳の記録には、3人いずれも「附18条40.04~48.03まで86,400円(50.12.30)」の記載があり、昭和48年度及び49年度欄には「現」と記載されていることから、申立人の妻は、国民年金の加入に伴い、昭和48年改正国民年金法附則第

18条（第2回特例納付）に基づき、40年4月から48年3月までの期間の3人分の国民年金保険料を特例納付し、併せて48年4月から50年3月までの期間の3人分の過年度保険料を50年12月30日に納付したものと推認できる上、納付された保険料額は、申立人の妻及びその姉の供述した金額とおおよそ一致している。

一方、申立人の妻は、昭和40年4月から41年1月まで、厚生年金保険に加入しており、退職後の42年8月21日には、脱退手当金が支給されていることが社会保険庁の記録で確認できることから、当該期間は合算対象期間（カラ期間）となり、制度上、国民年金保険料の特例納付はできない期間である。

さらに、申立人の妻の特殊台帳の記録にのみ、別に特例納付保険料及び過誤納保険料の還付を示す「附18条 36.4～36.8 37.8～37.10 40.12～48.3 86,400円(50.12.30)」及び「還付 40.12～41.1 ¥1,800(59.9.25)」の記載が確認できることから、昭和59年9月25日の時点で申立人の妻の合算対象期間（昭和40年4月から41年1月までの10か月間）のうち、8か月分については、申立期間である36年4月から同年8月までの5か月間及び37年8月から同年10月までの3か月間に充当された上、2か月分（昭和40年12月及び41年1月分）については、過誤納保険料として還付されたものと見られ、申立人の妻の納付記録のみが訂正されたものと推認できる。

加えて、申立人には申立期間以外にも未加入期間が認められる上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年8月までの期間、45年4月から49年3月までの期間、50年7月から54年3月までの期間及び54年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年8月まで  
② 昭和45年4月から49年3月まで  
③ 昭和50年7月から54年3月まで  
④ 昭和54年7月から55年3月まで

各申立期間について、国民年金保険料の申請免除を受けていたが、昭和52年か53年ごろに、夫婦でA社会保険事務所に行き、約68万円の保険料を追納した。このとき対応した女性職員からは、領収書を後日送付すると言われたが送付されなかったため、当時の領収書は持っていないが、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間の国民年金保険料について、昭和52年又は53年ごろにA社会保険事務所で追納したとしているが、同事務所の設置時期は54年7月であり、申立人の記憶と一致しない上、同社会保険事務所の特殊台帳(マイクロフィルム)には、申立人が追納したとする時期に近い54年9月26日に44年9月から45年3月までの国民年金保険料2,100円を追納した記録が見られる以外、申立人が主張する時期に保険料が追納されたような形跡は見当たらない。

また、国民年金保険料の追納対象期間は、制度上、追納承認月前の10年以内に限られることから、申立期間①の大部分は保険料の追納ができない期間であり、申立人の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人は国民年金の追納時の保険料額を合計約 68 万円としているが、追納が可能な期間の保険料をすべて納付した場合、その保険料額は約 12 万円となり、申立人の記憶する金額と大きく乖離<sup>かいり</sup>している上、申立人の追納額及び追納時期に係る供述内容も変遷している。

加えて、申立期間は合計 203 か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1091

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成3年5月まで

A市のB商店街が国民年金互助会を設立し、私もその一員だったので国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付していた。

保険料は、一時納付しなかったこともあったが、60歳になった時点で、このままでは受給額も少ないと思い、申立期間の保険料を同互助会に納付してきた。

A市からもらった国民年金手帳保険料預り証は大事に保管してきており、申立期間の保険料を納付した記録もあるので、納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫の名前が記載された国民年金手帳保険料預り証（以下「預り証」という。）を各1冊、無記名の預り証を1冊、合計3冊の預り証を所持しており、申立ての当初に社会保険事務所に提出した無記名の預り証に押印された平成元年4月から3年5月までの領収印を根拠に、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、i) 申立人の名前が記載された預り証には、昭和60年4月から61年3月までの保険料を納付したことを示す領収印はあるが、申立期間の保険料を納付したことを示す領収印が押された記録は無いこと、ii) 申立人の養女は44年\*月\*日に生まれ、平成3年7月に結婚したことが申立人に係る戸籍謄本及び同附票で確認できること（住所は、平成3年7月まで申立人と同じ）、iii) 申立人の養女の国民年金保険料が、元年4月から3年6月まで現年度納付されていたことが社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する同人の国民年金被保険者名簿から確認することができ、無記名の預り証に押印された領

収済みの期間とほぼ一致していることから、無記名の預り証は申立人の養女のものである可能性が極めて高く、申立人のものではないと考えられる。

また、申立期間は60歳以降の任意加入期間であり、高齢者の任意加入はいったん60歳の時点で資格を喪失することから、必ず加入申請を行う必要があるが、申立人に加入申請の記憶は無く、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても、申立期間に任意加入の資格を取得した記録は無い。

さらに、A市は、預り証は市が作成し、国民年金互助会が保険料の集金活動に使用するとともに、一人1冊ずつ発行していたとしているが、預り証に被保険者の名前を記載したか否か、及び預り証と引換えに国民年金手帳を返却する際に納付状況等の確認を行ったか否かについては不明としている。

加えて、B組合の代表者は、申立期間当時の役員は既に死亡し、当時の関係資料も保管されていないため、当時の状況は不明としている上、申立人が記憶する申立期間当時の集金人も病気入院中のため確認することはできないとしていることから、申立期間当時の状況を確認することはできなかった。

その上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1008

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和15年4月から20年8月まで  
昭和15年にA社（現在は、B社）C事業所（後に、同社D事業所）に入社し、20年8月まで勤務していた。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が発行した在籍証明書の写し及び事業主から提出された人事記録の写しにより、申立人が申立期間にA社C事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和15年4月から17年5月31日までの期間については、「労働者年金保険法」（昭和17年6月施行）に基づき、厚生年金保険の前身である労働者年金保険制度が発足する以前の期間である。

また、申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年9月31日までの期間については、労働者年金法の適用期間であるものの、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされているところ、申立人の供述及び人事記録の写しにより、当該事業所において申立人は事務職員であったと認められることから、労働者年金保険の適用を受けない職種であった期間である。

さらに、申立人が勤務していたとする当該事業所があったE地域については、特別の法律及び勅令において当該地域に適用される法律が定められていたところ、厚生年金保険法を適用する勅令は発せられていないことから、E地域に存在した事業所については、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用はなかったことが判断できる。

加えて、申立人が一緒に勤務していたとする同僚 10 人についても、申立期間に A 社の他の地域の事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は A 社 F 事業所において昭和 22 年 10 月 8 日に初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立期間に係る事業主による申立人の厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情が無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間は厚生年金保険の適用を受けない期間であることから、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1009

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月24日から29年7月24日まで

昭和28年2月1日から29年7月24日までA商店街内にあったB店に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく当該事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、A商店街内の店舗の従業員について一括して厚生年金保険の適用事業所となっていたA商店街協同組合は、平成13年3月1日に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も資料が保存されていないとして、申立人に係る勤務実態及び申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人が勤務したA商店街協同組合内のB店の当時の店主は既に死亡しており、店主の妻は「従業員は、A商店街協同組合において厚生年金保険に加入していたが、当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務実態等については不明である。」としているところ、当該協同組合の当時の事務担当者は、「当時、出勤簿等により各店舗の従業員の勤務実態を確認の上、社会保険の手続を行っていた。」と供述している。

さらに、申立人がB店において一緒に勤務したとする同僚二人のうち連絡が取れた一人は、申立人を覚えているものの勤務期間についての記憶はあいまいである上、申立人が当該商店街内の他店舗に勤務していたとする4人のうち二人は、申立人の勤務期間について記憶が無く、他の一人は申立人を記憶しておらず、残りの一人も連絡先不明であることから、申立人が申立期間においてB

店で勤務していたとする明確な供述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した別の事業所の同僚二人は、「申立期間中に申立人と一緒に勤務していた記憶がある。」と供述している上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1010

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から同年11月19日まで

A学校を昭和23年に卒業後、母の知人の紹介で、同年4月からB社（その後、C社。現在は、D社）に入社した。当時はパートとか派遣労働の制度は無く、自分は正社員として採用され、当然、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間において、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管している退職者を健康保険の整理番号順に一覧表にした「社会保険被保険者台帳」によると、申立人の資格取得日は昭和23年11月20日、資格喪失日は27年6月23日となっており、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が申立人と同時期に入社したとして名前を挙げている6人について、社会保険事務所の記録により、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を調査したところ、6人全員が申立人と同じ昭和23年11月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち住所が特定できた3人及び社会保険事務所の記録により申立期間当時に被保険者資格を取得していた同僚5人に対して、当該事業所における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、8人のいずれからも、被保険者資格取得前において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、このうち3人は「当該事業所では、見習

期間のようなものがあり、入社後すぐには厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業主は、社員を採用後ある程度の期間が経過してから厚生年金保険の加入手続を行っていたものと推認できる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1011

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 41 年 5 月まで

A社B営業所に勤務していた昭和 39 年 9 月から 41 年 5 月までの期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

当時の給与明細書等はないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶していた同僚一人及び社会保険事務所の記録により、申立期間におけるA社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚 19 人に申立人の勤務実態を照会したところ、回答があった 13 人のうち無回答の一人を除く 12 人が、「申立期間において、申立人と一緒に勤務した記憶は全くない。」と供述しており、申立人の当該事業所での勤務は確認できなかった。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、事業主に照会したが、「確認できる資料が無いため不明である。」と供述しており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、上記同僚 12 人のうち 6 人は、自分の記憶している入社年月日と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日とが最大 8 か月間相違しており、そのうち二人は「正社員にならなければ厚生年金保険に加入できなかった。」と供述しているところ、申立人は「申立期間当時、私はC職の助手をしており、C職に必要な免許を取得したのは退社する直前の昭和 41 年春であった。記憶は定かでないが、入社した時は臨時社員だったかもしれない。」と供述している。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票に係る健康保険記号番号索引簿を調査した結果、申立人の記録は無く、記号番号にも欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1012

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 6 月ごろから 30 年 5 月ごろまで  
②昭和 30 年 4 月ごろから 34 年 4 月ごろまで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①については被保険者としての加入事実が認められない、申立期間②については厚生年金保険の適用事業所ではない旨の回答を受けた。

しかし、申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務し、いずれも厚生年金保険料を給与から控除されていたので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているが、同社は、社会保険事務所の記録から、昭和 27 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、その後においても、事業再開された事実及び再度、厚生年金保険の適用事業所となった事実が確認できない上、当時の事業主及び社会保険事務担当者の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる時点で、厚生年金保険の被保険者であった 18 人のうち、住所等が判明した 4 人に対して照会したところ、いずれも「申立人を知らない」、「会社は完全倒産であり、その後の事業再開はなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、当該事業所の所在地について、「C市D地区」であると述べていることから、名称が類似する事業所及び同種同業の事業所 4 事業所に係る厚生年金保険の被保険者名簿を調査したが、申立人及び申立人が名

前を挙げた同僚二人の氏名は確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てているが、同社については、社会保険事務所の記録から、申立期間②中に厚生年金保険の適用事業所であったという事実は確認できない上、法務局の法人登記簿からも確認できない。

また、申立人は、当該事業所の所在地について、「C市D地区」であると述べていることから、申立期間①に係る事業所の厚生年金保険被保険者であった4人に照会したが、いずれも「B社名の事業所は聞いたことがなく、知らない。」と供述している。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。
- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1013

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から33年5月31日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。

昭和27年4月にA社に採用され、1年後の28年4月に、当時のB市C事業所総務担当者から厚生年金保険の加入を勧められ、33年5月まで毎月給料日に雇用側負担分と本人負担分の保険料とを併せて、C事業所の担当者に渡し、社会保険事務所への支払いを依頼していた。保険料は社会保険事務所に納付済みと確信しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された採用日の記載がある書類等から判断すると、昭和27年4月25日から33年6月まで、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所の厚生年金保険の適用年月日は昭和37年9月26日であり、申立期間については適用事業所ではない。

また、当該事業所に照会したところ、「当時の資料が無く、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の届出並びに申立人からの保険料徴収及び保険料納付については不明である。」との回答を得ている。

さらに、B市C事業所に照会したところ、「申立人の保険料を徴収していたか否かは不明であり、申立人の保険料を社会保険事務所に納付したか否かも不明である。」との回答であり、同事業所の事務担当者は、「当時の状況については、書類が残っておらず不明である。C事業所では当所の職員のみを共済組合に加入させており、当所の職員から厚生年金保険の話をしたのかもしれない

が、職員以外の者の社会保険の手続はしていないはずである。」と供述している。

なお、社会保険事務所の記録によると、B市C事業所の厚生年金保険の適用年月日は昭和41年1月1日であり、申立期間については適用事業所とはなっていない。

加えて、申立人から名前の挙がった者7人のうち唯一連絡がとれたB市C事業所の元職員であった者は、「A社はB市C事業所の外郭団体でC事業所内に事務所があり、飲食店等のC事業所への申請書等の作成をしていた。C事業所の職員は共済組合の加入で、申立人は加入できないが、これ以外の各種保険等に関してはC事業所の職員と同じように扱っていたと思う。」と供述している。

また、厚生年金保険は国民年金と違い、個人ごとに加入する制度ではなく、個人が会社負担分も併せて納付することはあり得ない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1014

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 8 日から 40 年 3 月 4 日まで  
② 昭和 40 年 12 月 10 日から 44 年 12 月 30 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受けているため年金額の計算には算入されないとの回答があった。脱退手当金は受給していないし、当時はその知識も無かった。納得がいかないのので、調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者原票において、昭和 44 年から 47 年に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす女性 20 人の支給記録を調査したところ、そのうち 13 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのいずれも資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所からは、「退職者に脱退手当金制度を説明し、従業員に代わって社会保険事務所への請求手続を行っていた。」との回答が有ること、及び脱退手当金の支給記録がある複数の同僚からは、「事業所が代理請求していた。」との供述が有ることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 3 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1015

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月4日から32年1月20日まで  
A社に勤務していた時に、B社からC職募集の打診があり、昭和33年5月まで同社に勤務していた。

最初は、B社D支店に雇われ、作業場でE業務をしていたが、申立期間については、同社本社管轄の作業場に勤務していた時期であり、厚生年金保険の加入期間が抜けているのは納得できない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立期間においてB社本社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ「当時の資料が残っていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と述べている。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が一緒にB社D支店の作業場から本社の作業場に異動したという同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人同様、昭和32年1月20日になっており、申立人が所持していた同年10月ごろに撮影した写真に写っていて名前の確認できる同僚18人のうち5人については、当該事業所において厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない。

さらに、前述の同僚及び社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、複数の者が当該事業所には試用期間があったとしており、自身が記憶する入社時期から

数か月経過してから厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることを踏まえると、事業主が何らかの基準により従業員ごとに判断し、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1016

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 6 月 14 日まで  
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 43 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 48 年 3 月 1 日から 51 年 7 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 37 年 1 月 1 日から A 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年 6 月 14 日になっている。

申立期間②については、昭和 38 年 8 月 1 日から B 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 43 年 6 月 1 日になっている。

申立期間③については、昭和 48 年 3 月 1 日から C 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 51 年 7 月 1 日になっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると A 社は、昭和 50 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、申立人自身も記憶が曖昧であり、勤務期間の割には厚生年金保険の加入期間が短いという申立てであり、実際に当該事業所に勤務した期間の具体的な記憶が無い。

さらに、申立人は一緒に勤務していた同僚等の名前を記憶しておらず、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 6 人

に照会したところ、3人は申立人の名前に記憶が無く、他の二人は申立人のことは知っているものの勤務時期までは特定できず、他の一人は「自分は昭和37年4月ごろに当該事業所に入社したが、申立人は自分より後に入社してきたと記憶している。」と述べている。

加えて、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、記録訂正等の不自然さは無く、前後の被保険者の記録から判断すると、事業主は、申立人の厚生年金保険資格取得日を昭和37年6月14日として届け出たものと考えられ、前述の同僚6人は、自身が記憶する当該事業所に係る勤務期間と厚生年金保険の加入期間が合致しているとしていることから、事業主が、申立人の資格取得日だけを誤って届け出たとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、厚生年金保険の加入記録が確認できる昭和43年6月1日から同年9月2日まではB社に勤務していたことが確認できるが、申立期間②のうち40年7月5日から同年12月14日までの期間、41年6月1日から同年12月3日までの期間及び42年5月2日から同年12月23日までの期間は、事業所名は不明だが別の事業所で勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②の一部は適用事業所ではなかったことが確認でき、当該事業所の厚生年金保険適用時から加入していた被保険者について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間②は別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらない上、事業主は国民年金に加入し保険料を納付している。

さらに、当該事業所に照会したところ、「申立期間②当時の資料が保存されていないことから申立人の勤務実態については確認できないが、当社は厚生年金保険の適用事業所になってからは、従業員全員が厚生年金保険に加入していたが、適用事業所になる以前は誰も厚生年金保険に加入していないはずなので、厚生年金保険料を控除していたことはあり得ない。」と述べている。

加えて、申立人は一緒に勤務していた同僚等の名前を記憶しておらず、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したが、「申立人の名前に記憶が無い。」と述べており、申立人に係る勤務実態の供述を得ることができない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間③にC社に勤務していたことは推認できるが、時期までは特定することができず、申立人自身も実際に勤務していた時期の記憶が曖昧である。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致する昭和51年6月1日から52年2月28日まで当該事業所に勤務していたことは確認できるが、51年6月の1か月を除く申立期間③については、当該事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない上、48年5月1日から同年11月30日までは別の事業所で勤務していることが確認できる。なお、当該別の事業所は厚生年金保険の適用事業所とはされていない。

なお、当該事業所が加入しているD厚生年金基金に照会したところ、申立人の当該事業所における厚生年金基金の加入記録は、昭和51年7月1日から52年2月28日までとなっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業所清算人及び当該事業所の社会保険事務の委託を受けていた代行社に照会したが、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人が一緒に勤務していたという同僚は死亡等により供述を得ることができず、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したところ、「自分は、E職をしていたが、申立期間③当時のE職は、F市内やその周辺地域での仕事が少なく、G地域で仕事をしたり、会社の機材を使用して個人で仕事をしたりしていたので、厚生年金保険の加入については、会社がどのような扱いをしていたか分からない。」と述べており、当該同僚の社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の加入記録に空白期間が確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1017

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで

申立期間はA社の敷地内にあったB社にC職として勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 50 年 5 月 12 日から同年 11 月 14 日までの期間及び 51 年 2 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間においてB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所及びE健康保険組合に照会したところ、いずれも、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所において一緒に勤務していたとする者5人のうち、生存及び所在が確認された3人に照会したところ、当該3人は、いずれも、「当該事業所では、入社後6か月から1年の見習期間があった。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時点から、それぞれ6か月後、9か月後、約2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、見習期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。さらに、このうち一人は、「申立人は自分の部下であり、臨時職員であったが、正職員となるまで勤務していたかどうかは分からない」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、生存及び所在

が確認された4人に照会したところ、回答があった3人のうち申立人と同様にC職であったとの供述が得られた二人は、いずれも、「入社後、3か月から1年の見習又は臨時職員の期間があり、その後、3か月から6か月の養成員の期間を経て正社員となることができた。ただし、期間の長さはその時々で変わった。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、当該二人は、自身が記憶する入社時期から、それぞれ4か月後、8か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、見習期間等において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。この一方で、当該3人のうち他の一人については、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時期において同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるものの、「自分は総務部に所属し、F業務をしていた。」との供述があったことから、同人は申立人とは立場が異なっていたと考えられることを踏まえると、当時、当該事業所では、C職として採用した臨時職員について、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1018

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 10 日まで  
② 昭和 49 年 1 月 11 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 48 年 8 月から 50 年 10 月まで、叔父が社長であった A 社（昭和 49 年 2 月 1 日から、B 社）に正社員の事務員として継続して勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、B 社は昭和 52 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 9 人のうち一人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の二人は、いずれも、両申立期間において当該事業所とは異なる事業所において同保険の被保険者であったことが確認できる上、別の二人は既に死亡していることから、これらの者から当該事業所における申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。さらに、当該 9 人のうち生存及び所在が確認された 4 人に照会したものの、申立人が両申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録により、両申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在

が確認された者 13 人に照会したところ、このうち 6 人から回答があったものの、申立人が両申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことを確認できる具体的な供述は得られず、ほかに申立人が両申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、上述の被保険者 13 人のうち一人は、「当時、当該事業所では 3 か月の見習期間があった。」と供述しているほか、同人及び申立人が名前を挙げた上述の同僚 9 人のうち二人は、時期は異なるものの申立人と同様に当該事業所において複数の厚生年金保険加入期間が確認できるところ、当該 3 人のうち二人は、いずれも「自分は、厚生年金保険に未加入となっている期間においても当該事業所に継続して勤務していた。」と供述している上、このうち一人は、さらに、「当時は会社の経営が厳しく、会社から説明を受けた上で、退職したことにして失業保険をもらい、給料との差額分は会社が補てんしてくれた。」と供述している。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は当該事業所において昭和 48 年 9 月 10 日に同保険の被保険者資格を取得し、49 年 1 月 10 日に離職した後、同年 8 月 1 日に再び同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、これは、両申立期間前後の厚生年金保険の加入記録と合致している。

なお、両申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1019

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 30 日から 42 年 9 月 1 日まで  
職業訓練校の紹介で昭和 39 年 4 月に A 社に入社し、B 業務に従事していた。同社には 42 年 8 月まで勤務していたと思うが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に照会したところ、当時は当該事業所の社会保険事務担当者であり、現在は同社の専務取締役である者から、「当時の資料は廃棄しているため、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険の適用状況を確認することはできないが、当時、従業員が退職する際には、会社が保管していた厚生年金保険被保険者証を本人に手渡して確認させた上、『大切に保管して、次の勤務先に提出するように。』と念を押していたため、退職前に同保険の被保険者資格だけを早く喪失させることは考えられないことから、当社は申立人の勤務実態どおりの届出を行っており、社会保険庁の記録は正しいと考える。」との回答があった。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は当該事業所において昭和 39 年 4 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得し、41 年 1 月 30 日に離職したことが確認でき、申立人が同日以降も当該事業所に勤務していた形跡は無い。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人のうち、生存及び所在が確認された一人に照会したものの回答が得られなかったほか、他の一人は既に死亡しているとともに、別の一人は所在が不明であることから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生

年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存が確認された者7人に照会したところ、回答があった4人のうち申立人について記憶があるとの供述が得られた3人は、いずれも、「申立人が勤務していた具体的な期間までは分からない。」と供述している上、このうち二人は、「当該事業所における申立人の勤務期間は短かった。」と供述しており、ほかに申立人が昭和42年8月末まで当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1020

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 58 年 1 月 1 日まで

申立期間はA社（現在は、B社）に勤務し、C業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 40 年 5 月 16 日から 46 年 12 月 15 日までの期間、47 年 6 月 8 日から 49 年 12 月 14 日までの期間、50 年 5 月 12 日から 52 年 11 月 30 日までの期間、53 年 6 月 1 日から同年 12 月 15 日までの期間、54 年 3 月 1 日から同年 12 月 20 日までの期間、55 年 4 月 1 日から同年 12 月 13 日までの期間、56 年 4 月 1 日から同年 12 月 19 日までの期間及び 57 年 4 月 1 日から同年 12 月 20 日までの期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等については確認できなかった。

また、申立人の妻は、申立人が申立期間において当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された6人に照会したところ、回答があった4人のうち申立人を知っているとの

供述が得られた者一人は、「申立人は正社員ではなく、期間雇用者であった。当時、期間雇用者は厚生年金保険に加入しておらず、自分も昭和 37 年 4 月に期間雇用者として入社したが、同保険に加入したのは正社員となった 54 年からであり、それ以前の期間は国民年金に加入していた。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、同人が当該事業所で同保険の被保険者資格を取得したのは昭和 54 年 4 月 1 日であることが確認できる上、同日以前の期間のうち、昭和 50 年度及び 51 年度については国民年金保険料をすべて納付済みであるとともに、52 年度及び 53 年度については同保険料の免除申請を行っていることが確認できる。一方、当該 4 人のうちそれぞれ D 職及び E 職であったとの供述が得られた他の二人も、「当時、期間雇用者は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

加えて、上述の被保険者 4 人のうち、申立期間当時の当該事業所の従業員数について供述のあった 3 人のうち一人は、「期間雇用者数は 40 人から 100 人であり、常勤者は約 10 人であった。」と供述しているとともに、他の一人は、「期間雇用者は約 30 人、常勤者は 5 人程度であった。」と供述しているほか、別の一人も、「常勤者は 10 人程度であったが、期間雇用者は多すぎて分からない。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、昭和 40 年から 57 年までの各年の当該事業所における厚生年金保険被保険者数は 8 人から 14 人であるとともに、そのほとんどが複数年にわたり通年で同保険の被保険者であったことが確認できることから、いずれも常勤者であったと考えられることを踏まえると、当時、当該事業所では、常勤者については厚生年金保険に加入させていたものの、期間雇用者については同保険に加入させない取扱いがあったものと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、この一方で、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 53 年 12 月から 57 年 1 月までの期間について、国民年金に任意加入するとともにその保険料をすべて納付している上、同期間について付加年金にも加入するとともにその保険料をすべて納付していることが確認できる。

なお、申立期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1021

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月10日から40年4月1日まで

申立期間はA社B営業所に勤務し、C業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。会社には、子供が小さかったので社会保険の適用があることを確認して入社した。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、期間及び身分（正社員か臨時社員か）を特定することはできないものの、A社B営業所に勤務していたものと推認することができる。

しかしながら、A社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする者7人のうち申立人と同じ業務に従事していたとする一人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該7人のうち他の一人は、申立期間においてA社本社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、他の3人は、いずれも、当該事業所で被保険者資格を取得する以前は同社本社で同保険に加入していることが確認できることから本社採用の者であったと考えられるほか、他の一人は、同人の同僚の供述により、当該同僚とともにA社によって吸収合併された事業所の従業員がそのまま当該事業所に勤務していたものであることが判明しており、この一方で、別の一人は、現地採用であったとの供述は得られたものの、「自分はD業務担当者であった。」

との供述があったことから、申立人が名前を挙げた同僚において、申立人と同様に当該事業所で現地採用され、同じ業務に従事していた者が当該事業所で厚生年金保険に加入していた例は確認できなかった。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年5月7日に当該事業所で同保険の被保険者資格を取得した者が、上述の申立人が名前を挙げた同僚に含まれる4人以外に6人確認できるところ、このうち二人は、社会保険事務所の記録により、当該事業所で被保険者資格を取得する以前は同社本社で同保険に加入していることが確認できることから本社採用の者であったと考えられるほか、他の4人のうち生存及び所在が確認された一人に照会したところ、「それまで勤務していた事業所がA社によって吸収合併されたため、他の一人（上述の申立人が名前を挙げた同僚の一人）と共に、そのまま同社B営業所に勤務した。」との供述があったことから、同人は特別な経緯で現地採用された者であったと考えられ、これらの被保険者においても、申立人と同様に現地採用され、同じ業務に従事していた者は確認できないことを踏まえると、当時、当該事業所では、C業務等に従事させるため現地採用した者について、厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1022

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 14 年ごろから 23 年ごろまで

昭和 14 年ごろから 23 年ごろまで、A 社 B 事業所 (現在は、A 社 C 部 D 事業所) 内の E 部に勤務し、F 業務に従事していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の養女が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社 B 事業所に勤務していた時に撮影されたとする写真の内容及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 14 年から 16 年 12 月 31 日までの期間については、労働者年金保険法 (昭和 16 年法律第 60 号) が施行されておらず、また、17 年 1 月 1 日から 19 年 5 月 31 日までの期間については、労働者年金保険法が適用される期間であるが、同法では、女子は被保険者の範囲から除外されていることから、申立人 (女性) は、これらの期間において被保険者となり得ない。

また、当該事業所からは、「申立期間当時、申立人が勤務したとする E 部は存在した。しかし、当社の昭和 20 年に在籍した従業員の名前が記載されている社員台帳及び 19 年 6 月からの厚生年金保険の被保険者が記載されている年金名簿には、申立人の名前は、記載されていない。このため、申立人は、19 年 6 月 1 日の時点では、既に当社に在籍していなかったものと考えられる。したがって、申立人は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料を控除

していなかったと考えられる。」との回答があった。

さらに、申立人が申立期間当時の事情について詳しい者として名前を挙げた唯一の男子の同僚からは、「申立人は、戦時中に結婚して退職している。申立人が退職したのは、厚生年金保険法が施行され、女子が厚生年金保険に加入できるようになった昭和19年6月より前であったと記憶している。」との供述があり、これは前述の当該事業所の回答と符合する。

加えて、申立人は、上記の男子の同僚のほかに、当該事業所の同じE部に勤務していたとする女子の同僚3人の名前を挙げ、これら同僚3人には、厚生年金保険の加入記録が有ると主張しているが、社会保険事務所の記録によると、これら同僚3人は、いずれも厚生年金保険の加入が、厚生年金保険法が施行された昭和19年6月以降となっている上、これら同僚3人は、死亡又は病気のため、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができなかった。

その上、社会保険事務所の記録から、昭和19年6月1日において、当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できるその他の同僚10人に照会し、4人から回答を得たが、このうち3人は、申立人の名前に記憶が無いとしている上、残り一人は、申立人の名前は記憶にあるものの、勤務期間については、承知していないと回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

なお、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1023

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から3年1月1日まで

A社は、平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の届出を行っているが、私は、その後も継続して同社に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたのに、同社では申立期間の保険料を社会保険事務所に納付していないと思う。

平成2年分の源泉徴収票を持っており、申立期間については厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格がある12人（申立人が名前を挙げた同僚3人を含み、申立人を除く。）のうち10人が同日に被保険者資格を喪失したことが確認できるとともに（他の二人は、同年4月1日以前に資格を喪失している。）、申立期間においては同保険の被保険者であった形跡が無い。

また、上述の12人のうち、死亡等で照会できない二人を除く10人に申立期間当時の状況を照会したところ、回答を得られた8人のうち5人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成元年4月1日以降も勤務していたとし、このうちの4人は申立人と一緒に勤務していたと供述しているが、申立期間に厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す具体的な供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成元年4月1日の3日後である同月4日に健康保険証が回収されており、厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日に健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立人が挙げた同僚の一人についても、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格喪失をした元年4月1日と同日付けで健康保険任意継続の被保険者資格取得をしていることが確認できるが、申立人及び当該同僚のいずれも任意継続保険料の納付に関する記憶が無い上、同保険料納付書の送付先が当該事業所の住所地となっていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録では、申立人は当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成元年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、同月から2年3月まで国民年金保険料を納付していることが確認できるが、申立人は、同保険料を納付した記憶が無い。

これらのことから、申立人の健康保険任意継続保険料及び国民年金保険料は、当該事業所が給与から控除していた可能性が高く、申立人が保管している平成2年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額（13万6,676円）は、健康保険任意継続保険料年額、雇用保険料年額（本人負担分）及び国民年金保険料（平成2年1月から3月分）を合算した金額とほぼ一致し、厚生年金保険料は含まれていないものと推認される。

その上、当該事業所の閉鎖登記簿謄本で確認できる代表取締役等に照会したところ、「自分は他に仕事を持っており、当該事業所のことはB氏に任せていたため何も分からない。」と供述している上、当該事業所の取締役であった同氏は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除の実態が確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。